

# 第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に係る 第1期中期目標期間からの主な変更点（案）

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学省国立大学法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下、「国立大学法人等」という。）の教育研究の状況の評価（以下、「教育研究評価」という。）の実施要請を受けています。

第2期中期目標期間の教育研究評価については、評価委員会決定※及び国立大学法人等へのアンケート調査の結果を踏まえ、評価方法を以下のとおり変更します。

※「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（平成23年10月27日）」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/houkoku/1313830.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/houkoku/1313830.htm)）  
「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点（平成22年6月28日）」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/kokuritu/sonota/1295668.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/sonota/1295668.htm)）

## 1. 中期目標の達成状況評価

### （1）評価実施スケジュール・プロセスの変更

#### ① いわゆる「暫定評価」の廃止

第2期中期目標期間の教育研究評価は、いわゆる「暫定評価」は行わず、第2期中期目標期間終了後の平成28年度にのみ実施します。

#### ② 訪問調査をヒアリングに変更

書面調査で確認できなかった事項等の調査・把握のため、訪問調査に替えて、当機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）での国立大学法人等関係者（責任者）からのヒアリングを実施します。

なお、以下の場合に限り、対象国立大学法人等へ評価委員が訪問し、ヒアリングを含めた調査を行います。

- 教育研究施設・設備等の確認が必要な場合
- 災害等による被災状況等の確認が必要な場合
- その他評価委員会が必要と認める場合

### （2）学部・研究科等の現況分析結果の活用

#### ① 研究業績水準判定に係る資料の提出時期の変更

第2期中期目標期間においては、達成状況評価について、学部・研究科等の現況分析の結果を十分に活用することが求められていることから、機構内の教育研究評価委員会における現況分析作業と達成状況評価作業を段階的に進めることが可能となるよう、研究業績水準判定に係る資料の提出時期を平成28年5月末とします。（その他の資料の提出は、平成28年6月末です。）

② 各中期計画に特に関連する学部・研究科等の記載と評価結果への特記

国立大学法人等は、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合、その学部・研究科等の名称等を記載することとします。評価者は、各中期計画の実施状況进行分析する際、記載された学部・研究科等の現況分析資料及び結果を活用します。

また、学部・研究科等の現況分析において、注目すべき質の向上が見受けられた場合等については、評価報告書にその旨を特記します。

(3) 中期計画の段階判定区分の変更

第1期中期目標期間から第2期中期目標期間の中期目標・計画の作成状況の変化等を踏まえ、中期計画の段階判定の区分について、「良好」「おおむね良好」「不十分」の3段階に加え、特筆すべき成果が得られた場合の「非常に優れている」を追加します。

## 2. 学部・研究科等の現況分析

(1) 分析項目・観点の簡素化

「教育」の分析項目及び観点を、5つの分析項目（10観点）から2つの分析項目（4観点）に簡素化します。

【第1期中期目標期間】

(教育)

分析項目	観点
I 教育の実施体制	○ 基本的組織の編成 ○ 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	○ 教育課程の編成 ○ 学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○ 主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	○ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ○ 学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	○ 卒業（修了）後の進路の状況 ○ 関係者からの評価

【第2期中期目標期間】

分析項目	観点
<u>I 教育活動の状況</u>	○ 教育実施体制 ○ 教育内容・方法
<u>II 教育成果の状況</u>	○ <u>学業の成果</u> ○ <u>進路・就職の状況</u>

(研究)

分析項目	観点
I 研究活動の実施状況	○ 研究活動の実施状況 ○ 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。）

分析項目	観点
<u>I 研究活動の状況</u>	○ <u>研究活動の状況</u> ○ 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究成果の状況（大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。）

※表中、下線は変更箇所を示す。

## (2) 質の向上度の判定区分の変更

質の向上度の判定に係る資料は、国立大学法人等が第1期中期目標期間末の状況と第2期中期目標期間末の状況とを比較し、重要な質の変化があったと判断できる場合にのみ提出することとします。また、質の向上度は、「大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」の4区分で判断します。

【第1期中期目標期間】	→	【第2期中期目標期間】
大きく改善、向上している 又は 高い質（水準）を維持している		大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している
相応に改善、向上している		改善、向上している
改善、向上しているとはいえない		<u>質を維持している</u>
		<u>質を維持しているとはいえない</u>

## (3) 研究業績の提出数の減少

研究業績水準判定に係る学部・研究科等を代表する研究業績（卓越した水準（SS）、優秀な水準（S））の提出数を、専任教員数の50%を上限としていたところ、第2期中期目標期間においては 20%程度を目安とします。

## 3. その他

- 実績報告書に、新たに「個性の伸長に向けた取組」及び「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」の記載欄を設けます。
- いずれの認証評価機関による評価の結果等も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用することができます。